

福生都市計画特別工業地区の変更（福生市決定）

都市計画特別工業地区を次のように変更する。

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

種類	面積	備考
第一種特別 工業地区	約 ha 11.8	東京都特別工業地区建築条例 (昭和25年条例第87号) [規制内容の概要] 第一種特別工業地区 ・工業地域及び工業専用地域内に指定し、 水質汚濁、大気地区汚染及び悪臭等の公 害防止を図るため、工場の用途による規 制を行う。
第二種特別 工業地区	約 ha 23.1 (23.2)	第二種特別工業地区 ・住宅の混在率の高い準工業地域内に指定 し、居住環境の保全及び中小工場の保護を 図るため、工場の用途及び規模特別工業に による規制並びに風俗営業関連施設の規制 を行う。
小計	約 ha 34.9 (35.0)	

変更概要

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
福生市熊川地内	第二種特別 工業地区	指定なし	約 ha 0.1	

変更概要（面積再計測）

種類	変更前面積	変更後面積	面積	備考
第一種特別 工業地区	約 ha 12.3	約 ha 11.8	約 0.5 ha	面積を再計 測した結 果、面積を 変更する。
第二種特別 工業地区	約 ha 23.9	約 ha 23.2	約 0.7 ha	

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

用途地域の変更に伴い、工業の利便とこれに調和した住環境の保護を図
る観点から検討した結果、特別工業地区を変更する。